

18消安第11565号
平成19年2月1日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

タイ王国産マンゴウ及びマンゴスチンの生果実に関する植物検疫
実施細則の一部改正について

今般、「タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和62年2月20日付け62農蚕第842号農蚕園芸局長通達）及び「タイ王国産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成15年4月25日付け14生産第10775号生産局長通達）の一部を別紙1及び2のとおり改正したので、お知らせする。

については、本件の取扱いについて了知の上、配慮をお願いする。

タイ王国産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日付け14生産第10775号生産局長通達）
一部改正新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
タイ王国産マンゴスチン生果実に関する植物検疫実施細則	タイ王国産マンゴスチン生果実に関する植物検疫実施細則
1・2 [略]	1・2 [略]
3 保管場所及び保管期間 (1)告示7の保管場所は、 <u>スワンナプーム空港内の施設</u> であって、 タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。	3 保管場所及び保管期間 (1)告示7の保管場所は、 <u>バンコク国際空港内の施設</u> であって、 タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。
ア・イ [略]	ア・イ [略]
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]
4～8 [略]	4～8 [略]